

市民の皆様へ

市独自の「緊急警戒情報」発出期間中における

スポーツ施設の新型コロナウイルス感染防止対策

1 施設内の飲食について

(1) 一般利用者（個人利用・専用利用）

飲食（水分補給を除く、以下同じ。）はできません。

(2) 大会利用者

飲食を伴わない大会運営に努めてください。

施設内の飲食が避けられない場合は、施設管理者に御相談ください。

2 施設内の感染防止対策について

(1) 引き続き、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会及び各種競技団体のガイドラインに基づく感染予防対策を実践してください。

(2) 次の取り組みを特に強化し、感染リスクの低減を図ってください。

ア 身体的距離の確保（できるだけ2m離れること）

イ マスク着用

ウ 手洗い、手指消毒

エ 共用物のアルコール消毒

オ こまめな換気

カ 3密の危険性が高い更衣室等での会話禁止と短時間滞在の徹底

令和3年5月12日

市民協働推進部スポーツ振興課

長岡市営希望が丘テニス場

指定管理者 グリーン産業・新潟ビルサービスグループ